

I B D ネットワーク規約

第1条（名称）

この連絡網は『I B D ネットワーク』と称します。

第2条（目的）

患者会相互の支援を基礎に当連絡網を通じて病ならびに療養生活に関する情報の集約と交換を行い、患者のクオリティオブライフの向上及び共通の利益の増進に寄与することを目的とします。また緊急災害時に相互に支援し合います。

第3条（活動）

第2条の目的を推進するために患者会の判断と力量により次のことを行います。

ただし実行する・しないは患者会の自主性に委ねることとします。

- 1 災害が発生した時には、患者会は別途取決めた『緊急災害時のI B D ネットワーク準規』に基づき、被災地の患者会を支援します。
- 2 機関誌を作成した患者会は、他の患者会の代表に1部づつ原則として無料で送ります。（作成していない患者会は無理をして作成する必要はありません）ただし、機関誌発行患者会の了解を得ないで機関誌の内容を自分の患者会で利用および活用することは絶対にしないこととします。
- 3 自分の患者会主催または他の患者会との合同開催をする医療講演・相談会、調理実習会、交流会等の学習会に他の患者会の会員にも出席してほしい場合は、学習会開催案内を他の患者会にも知らせます。
- 4 他の患者会の会員が自分の患者会の地域に転居される際は、病院ならびに医師の情報を知らせ、患者会への入会を希望すれば受入れをします。
- 5 患者会の存在を知らず、どこの患者会にも所属していない患者で、患者会への入会を希望する人達のために、受入れの可能な患者会の存在を知らせます。
- 6 新しい患者会が発足する際は、患者会は先輩患者会として出来得る範囲内で手助けを行っていきます。
- 7 その他、第2条の目的を達成する為に必要な活動を行います。

第4条（会員）

当連絡網は、下記会員によって構成します。

- 1 正会員：当連絡網の目的に賛同して入会した炎症性腸疾患の患者会
- 2 賛助会員：当連絡網の目的に賛同して入会した個人および団体

第5条（登録手続き及び登録の解消・休会）

- 1 正会員になるためには次の手続きを行うこととします。

（1）登録患者会票並びに緊急連絡先リスト届を担当世話人に提出下さい。

（2）第13条1（1）の登録料を指定の口座に振込んで下さい。

以上の手続きが完了したことが確認できた時点で正会員とします。

尚、正会員は毎年、登録患者会票並びに緊急連絡先リストを担当世話人に提出（更新）し、登録料を振り込んで下さい。

ただし、次のいずれかに該当する場合は正会員を解消します。

正会員自らが、担当世話人に登録の抹消を文書等で申し出た場合

正会員が規約に著しく逸脱し、その逸脱行為が総会で承認された場合

また次のいずれかに該当する正会員は休会扱いとし、総会における議決権を一時停止します。

正会員自らが、担当世話人に文書等で休会を申し出た場合

前年度正会員で2年連続登録料の振り込みがない場合
総会時に、総会委任状未提出で欠席又は登録患者会票未提出が2年以上連続した場合
尚、次年度に未払い登録料の振り込み、総会への出席あるいは委任状提出、登録患者会票の提出を踏めば、
その限りではありません。

2 賛助会員になるためには次の手続きを行うこととします。

(1) 賛助会員入会申込書(新規)を当連絡網の担当世話人に提出下さい。

(2) 世話人会議で審査を行い、承認します。

(3) 第13条1(2)の登録料を指定の口座に振り込んで下さい。

以上の手続きが完了した時点で賛助会員とします。

尚、賛助会員は、毎年、担当世話人が送付する賛助会員入会申込書(継続)を提出し、世話人会議の承認を得た後、登録料を振り込んでください。

第6条(機関)

当連絡網の運営のために次の機関を置きます。

1 総会… 当連絡網の最高決議機関であり、正会員を代表した人達が参集し毎年1回開催いたします。

2 世話人会… 総会で選出された正会員の世話人で構成され、当連絡網の運営を携わります。

第7条(総会)

総会では次のことを行います。

1 各世話人の担当業務遂行状況の報告

2 会計報告

3 会計監査の報告

4 活動方針、予算の決定

5 世話人、会計監査人の選出

6 その他必要事項の審議決定

なお、総会の議長は総会当日選出します。

第8条(議決)

総会は出席正会員および有効委任状が正会員数の70%以上で成立するものとします。なお、委任状の有無効の判断は世話人会で行います。

議決にあたっては1正会員1票とし、80%以上の賛成で可決とします。ただし、規約第1条(名称)、第2条(目的)、第3条(活動)の規約自体の改訂については、90%以上の賛成で可決とします。

第9条(世話人)

総会にて選出された正会員を代表した人で、当連絡網の実務を行う人(正会員を代表した人であれば、人は特定しない)を言い、任期は2年間として再任は妨げられません。

ただし、会計および監査担当世話人は継続して同じ主業務を行うことはできません。

第10条(運営)

総会により決定された活動方針に基づき、世話人会で相談をしながら主業務とそれに対する補助業務を各世話人が分担し合って運営していきます。その際、補助業務だけ、主業務だけ行う世話人もあります。

主業務担当世話人が重要な業務と判断した場合は、必ず補助業務担当世話人と話し合い、双方で合意した上で行うこととします。

主な主業務は次のものですが、世話人会でこれ以外の業務が必要であれば適宜増やす、また不要な業務を減らすことは差支えないこととします。

ただし、各世話人は他の世話人に何時でも業務を引継げるように遂行した業務を必ず記録しておくこととします。

1 新規会員受付と登録患者会票・賛助会員入会申込書の管理・緊急連絡先リスト届の作成管理ならびに文書作成送付

ただし、パソコン用リストは保管のみ行い、作成管理はパソコン用リスト掲載緊急連絡者間で選任された人が行います。

2 対外交渉（患者会に加入していない患者に対する患者会の紹介を含みます）

文書で正会員へ知らせなければならぬ交渉並びにマスコミとの交渉に対する回答は、世話人会の了解を得た上で相手に返答をすることとします。

3 会計

4 総会準備と開催（総会議事録作成を含みます。ただし、総会書記は他の世話人または世話人以外に依頼しても良いこととします。）

総会前の議事内容と総会後の議事録は、いずれも世話人会で合意を得たものを公表することとします。

5 その他業務

第11条（監査）

総会にて会計監査を行う正会員を1つ選出します。選出された正会員の代表者または代理人が会計監査を行います。

第12条（運営資金）

当連絡網の運営資金は登録料、広告料、寄付金、カンパ等で賄います。

第13条（登録料）

1 当連絡網の登録料は、下記とする。

（1）正会員：前期7月末の会員数×200円（平成21年度（平成20年10月から平成21年9月）から適用する。平成20年度までは100円とする。）

ただし、新規中途登録料は月割りとし、

$(\text{登録時の会員数}) \times 200 \text{円} \times (\text{その年度の残りの月数}) \div 12$ を登録の際に振込むものとします。

会計年度については、第15条に記載しています。

例えば12月加盟なら

$(\text{登録時の会員数}) \times 200 \text{円} \times (10 \text{ヶ月} : 12, 1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8, 9) \div 12$ となります。

（2）賛助会員：一口10,000円とし、口数の制限は設けない。

2 会員は、毎年10月末迄に登録料を次の郵便口座に振込むものとします。

記号：14300、番号：46718681、口座名：IBDネットワーク

3 正会員の登録料の振込料は、当連絡網の負担とします。

第1項の会員数とは患者ならびに家族を対象とした会員とし、正会員の自主申告による数とします。なお、最終計算での100円未満は切捨て100円単位とします。

第14条（名称使用）

対外的には、各々の患者会名を使用することとし、担当世話人以外はIBDネットワークという名称は使用しないこととします。よって、協賛：IBDネットワークという使い方はできません。

ただし、世話人全員一致で使用を承認された場合は使用できることとします。

また担当世話人は対外的には本規約、総会議決内容に沿って広報し総会で報告することとします。

第15条（会計年度）

会計年度は10月1日より翌年の9月30日とします。

なお、平成14年度は移行措置として1月1日より9月30日とします。

(付則) この規約は平成9年2月23日から発効。

第5回滋賀総会(平成12年)にて第8条を改定。

第7回神奈川<横浜>総会(平成14年2月)にて第5条、第13条、第14条、第15条を改定。

第8回沖縄総会(平成14年11月)にて第2条、第3条を改定。

第10回北海道総会(平成16年11月)にて、第9条、第13条を改定。

第12回仙台総会(平成18年11月)にて、第2条、第3条、第4条、第5条、第6条、第10条、第12条、第13条を改定。

第13回熊本総会(平成19年11月)にて、第3条、第4条、第5条、第6条、第8条、第9条、第10条、第11条、第13条を改定。